



平成 21 年 5 月 20 日

各 位

会社名 新日本建設株式会社  
代表者名 代表取締役社長 金網 一男  
(コード番号 1879 東証第1部)  
問合せ先 取締役管理本部長 小駒 要一  
(TEL. 043-213-1111)

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 5 月 20 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 21 年 6 月 26 日開催予定の第 45 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせします。

### 記

#### 1. 変更の理由

- (1) 平成 21 年 1 月 5 日付で「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 88 号）」（以下、「株式等決済合理化法」という。）が施行されたことに伴い、次のとおり変更するものです。
- ① 株式等決済合理化法の施行により、平成 21 年 1 月 5 日から当社定款の株券を発行する旨の定めは廃止されたものとみなされているため、その該当条文（現行定款第 6 条の 2）およびこれに伴い無効となった単元未満株券の不発行に関する条文（現行定款第 8 条第 2 項）を削除するものです。
  - ② 株式等決済合理化法の施行により、平成 21 年 1 月 5 日付で「株券等の保管及び振替に関する法律（昭和 59 年法律第 30 号）」が廃止されたため、これに伴い無効となった実質株主および実質株主名簿に関する文言（現行定款第 9 条および第 10 条第 3 項）を削除するものです。
  - ③ 株主の権利行使に関する手続きを、株式取扱規則の中で定めていることを明確にするため、現行定款第 11 条について文言を追加するものであります。
  - ④ 会社法第 221 条の定めにより、株券を発行する旨の定めを廃止した定款変更を行った日の翌日から起算して 1 年を経過するまで、株券喪失登録簿を作成、備置する必要があるため、株券喪失登録簿に関する定めを附則に移行し、平成 22 年 1 月 6 日に削除するものです。

#### 2. 変更の内容

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
(株券の発行) 第 6 条の 2 当社は、株式に係る株券を発行する。	(削除)
(単元株式数および単元未満株券の不発行) 第 8 条 (1)当社の単元株式数は、100 株とする。 (2)当社は、第 6 条の 2 の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱	(単元株式数) 第 8 条 当社の単元株式数は、100 株とする。 (削除)

現行定款	変更案
<p><u>規則に定めるところについてはこの限りでない。</u></p>	
<p>(単元未満株式についての権利)  第9条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。  1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利  2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利  3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p>	<p>(単元未満株主の権利制限)  第9条 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。  1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利  2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利  3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p>
<p>(株主名簿管理人)  第10条 (1)当社は、株主名簿管理人を置く。  (2)株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。  (3)当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p>	<p>(株主名簿管理人)  第10条 (1)当社は、株主名簿管理人を置く。  (2)株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。  (削 除)</p>
<p>(株式取扱規則)  第11条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める「株式取扱規則」による。</p>	<p>(株式取扱規則)  第11条 当社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める「株式取扱規則」による。</p>
<p><u>(新 設)</u></p>	<p><u>附 則</u></p>
<p><u>(新 設)</u></p>	<p>第1条 当社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株券喪失登録簿への記載または記録に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</p>

現行定款	変更案
(新 設)	<u>第2条 当社の株券喪失登録簿への記載 または記録は、法令または定款に定めるもの のほか、取締役会において定める株式取扱 規則による。</u>
(新 設)	<u>第3条 本附則第1条ないし本条は、平成 22年1月6日をもってこれを削除する。</u>

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日

平成21年6月26日（金）

定款変更の効力発生日

平成21年6月26日（金）

以 上